鷹栖町特定不妊治療費助成事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて 少ないと思われるため、次のとおり特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を徴収したことを 証明します。

令和 年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄(主治医がご記入ください。)

(フリガナ) 受 診 者 氏 名	夫	()	妻	()	
受診者生年月日	人		年	月	日(歳)	女	2		月	月(歳)	
貴医療機関における治療開始年月日						年	月	日					
今回の治療期間(注1)			年	J	1	日 ~		年	,	月	日		
今回の治療方法	-	A B 当する記号	C (注参照	D)に○を	E 付けてく	F ださい	1. 1	たはBの 体外受精 _{する番号に}	2	1. 顕微			
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください									(精子回収の有無) 1. 有 2. 無			
日本産科婦人科学会 UMIN個別調査票登録 無 ・ 有 → 症例登録番号 の有無 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。													
(今回の特定不妊治療にかかった金額 (保険適用外含む)に限ります。文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の直接的な治療費ではない費用は含まないでください。) 特定不妊治療費													
(男性不妊治療費を除く)			1	領収金額						円			
男性不妊治療費	男性不妊治療費				領収金額						円		

(注1)治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。

(注意事項1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために、 1~3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 授精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
 - ※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため 治療を中止した場合も助成の対象となります。

(注意事項2)採卵に至らないケース(女性へ侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。